

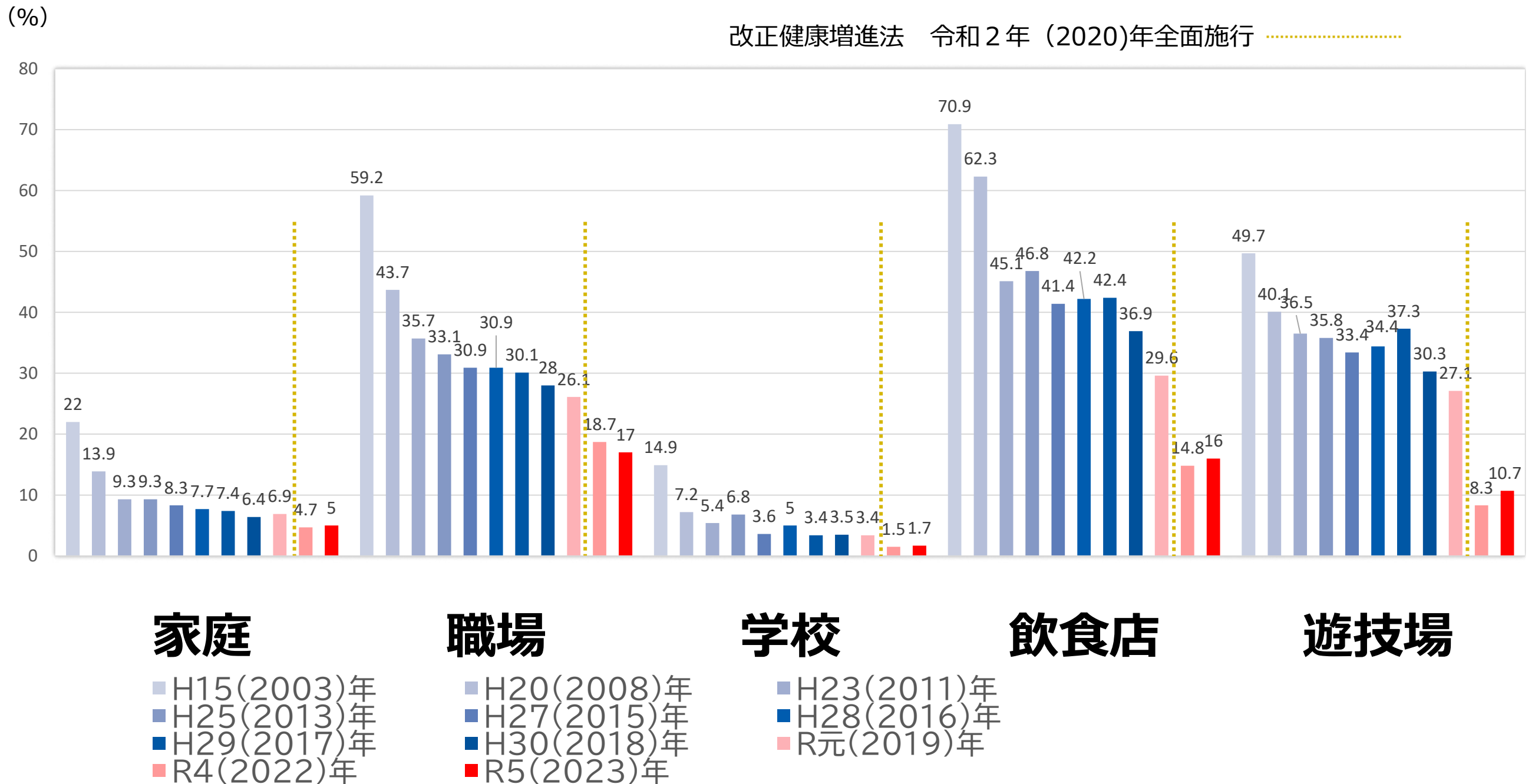
第1回 受動喫煙対策専門委員会	資料 2
令和7年11月25日	

受動喫煙対策の現状等について

受動喫煙の機会を有する者の割合

○ 受動喫煙の経験は減少傾向。特に飲食店における受動喫煙は健康増進法施行前後での減少幅は顕著。

※ 「1か月間に、望まずに自分以外の方が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)がありましたか。」という質問への回答。

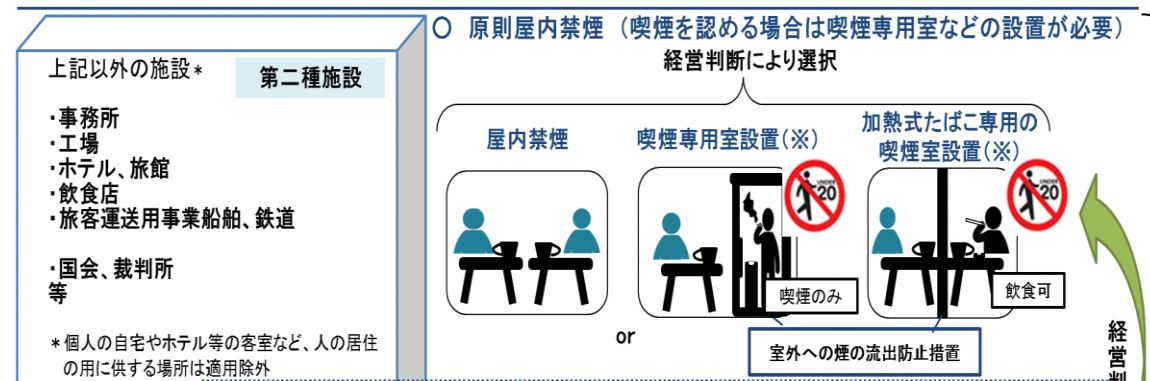
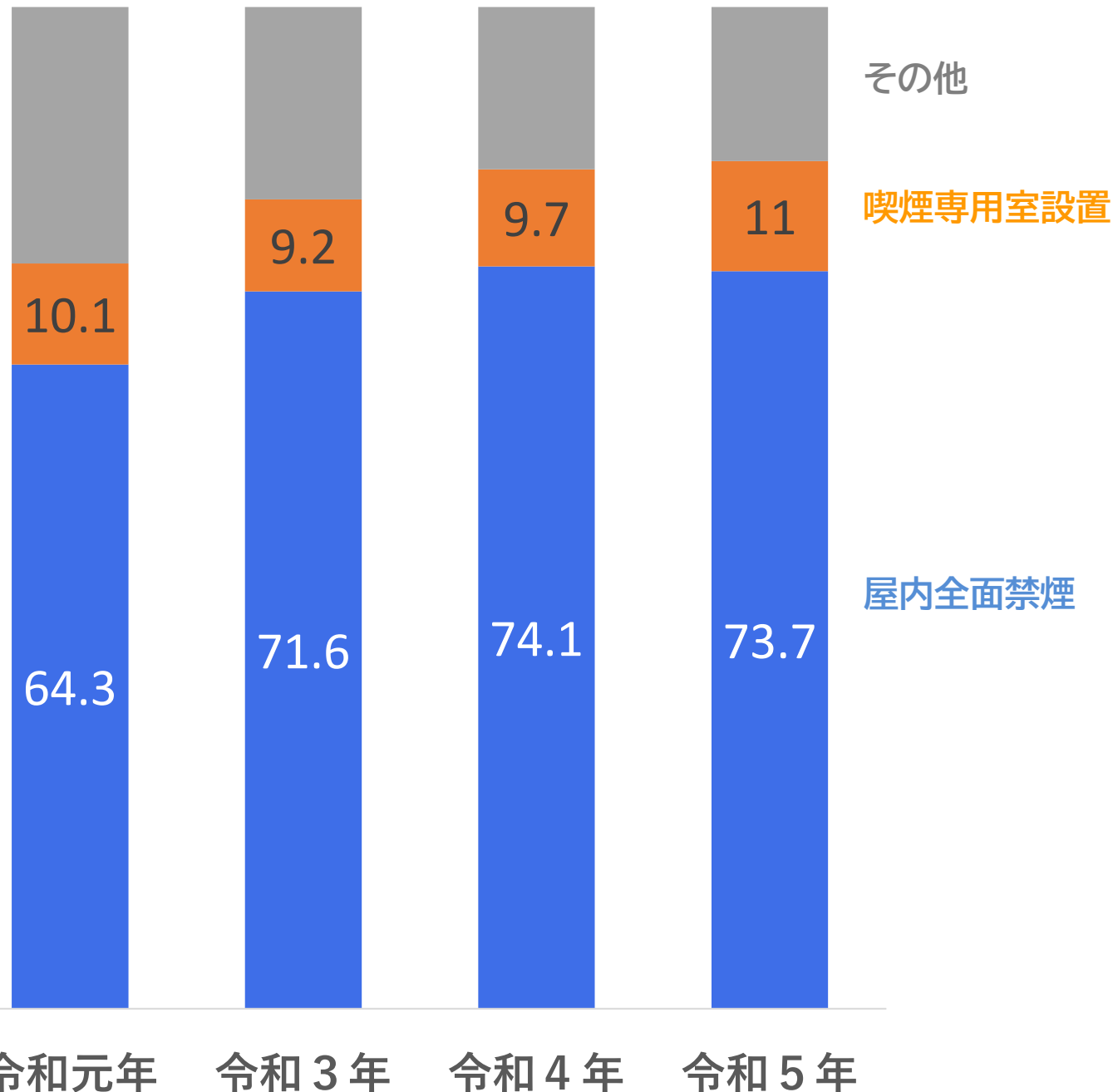


注) 家庭は毎日受動喫煙の機会を有する者の割合。その他は、月に1回以上受動喫煙の機会を有する者。
 学校、飲食店、遊技場などに勤務していて、その職場で受動喫煙があった場合は、「職場」欄に回答。
 受動喫煙が生じた場所や場面は不明。
 遊技場：ゲームセンター、パチンコ、競馬場など。

第二種施設（事業所・飲食店等）の喫煙環境（紙巻きたばこ）

○ 第二種施設において、屋内全面禁煙の割合は健康増進法施行前後で増加幅が顕著（近年は横ばい）。

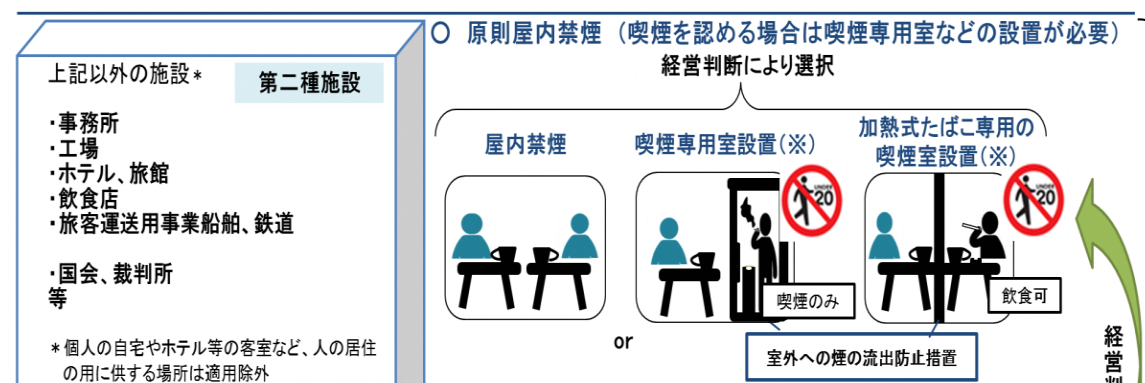
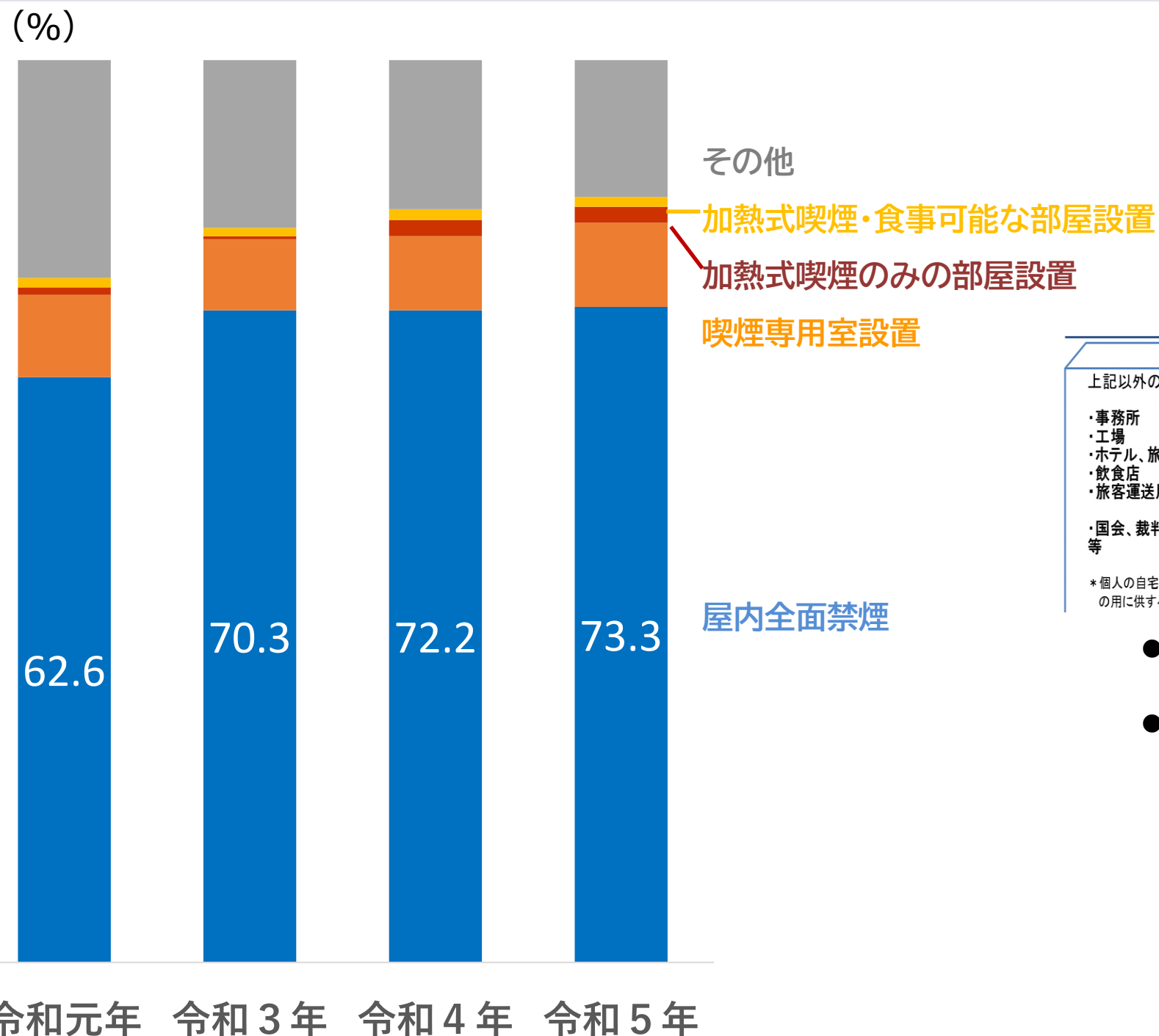
(%)



- 第二種施設においては、紙巻きたばこ、加熱式たばこの区別なく、原則屋内禁煙が求められる。
- 喫煙を認める場合は、喫煙専用室等の設置が必要

第二種施設（事業所・飲食店等）の喫煙環境（加熱式たばこ）

- 加熱式たばこも、屋内全面禁煙の割合は健康増進法施行前後で増加幅が顕著（近年は横ばい）。
- 加熱たばこの喫煙を認める場合でも、加熱式たばこ専用喫煙室よりも、喫煙専用室の割合の方が多い。



- 第二種施設においては、紙巻きたばこ、加熱式たばこの区別なく、原則屋内禁煙が求められる。
- 喫煙を認める場合は、喫煙専用室等の設置が必要

全飲食店における既存特定飲食提供施設の割合

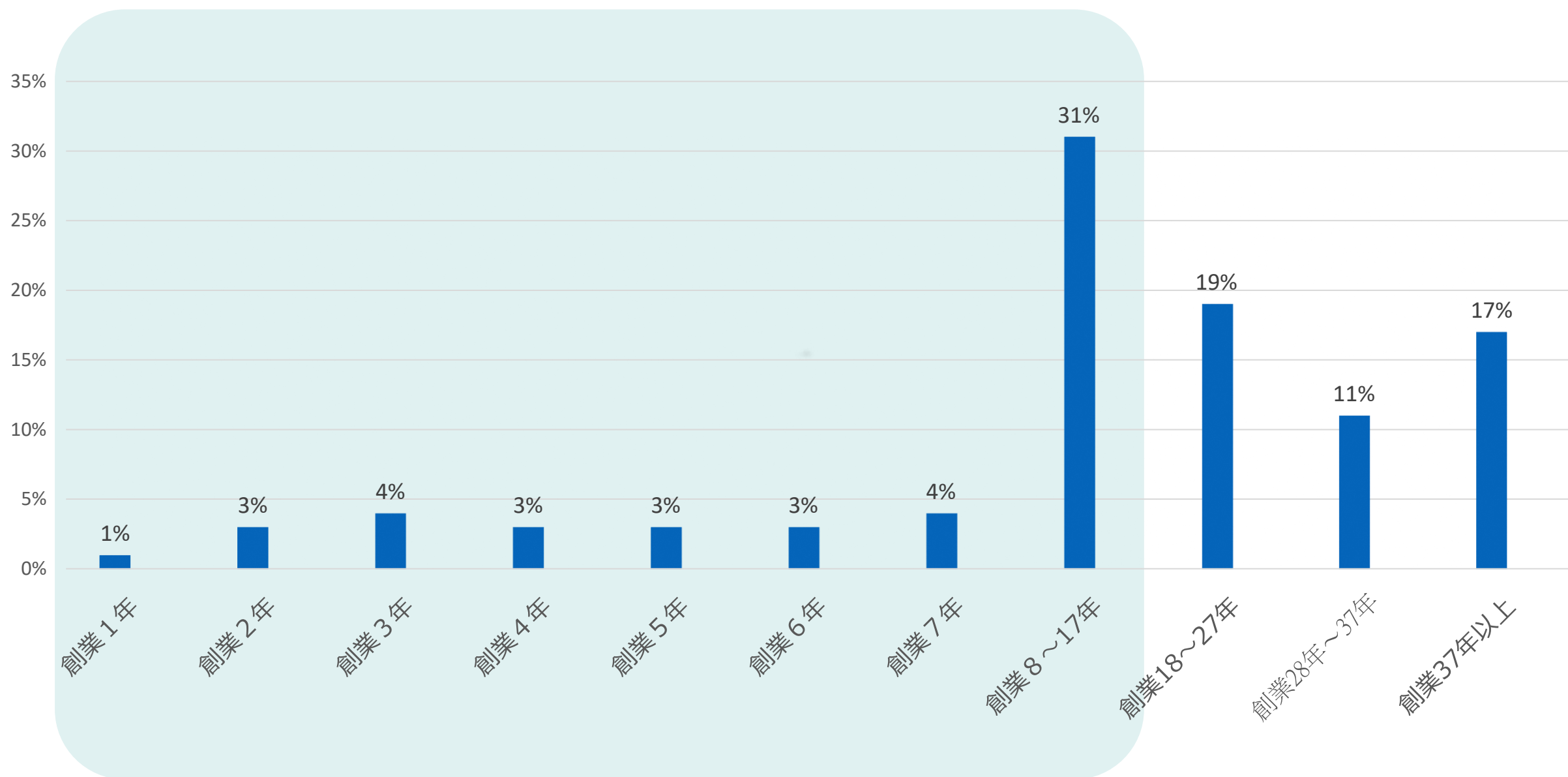
- 飲食店のうち、既存特定飲食提供施設に該当する飲食店の割合は7割程度と推定され、毎年約5%減少している。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
既存特定飲食提供施設に該当	80.6%	75.1%	<u>70.7%</u>
非該当	15.7%	19.1%	25.9%
不明	3.6%	5.7%	3.5%

- 令和2年4月1日に既存かつ、中小企業又は個人事業者が経営、かつ客席面積100㎡以下のものを調査しており、本資料ではこれを「既存特定飲食提供施設に該当する施設」として集計した。
- この条件に該当する場合でも、一の大規模会社（資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超える会社をいう。以下同じ。）が発行済株式又は出資の総数又は総額の1/2以上を有する場合、複数の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2/3以上を有している場合には、既存特定飲食提供施設に該当しない。

創業時期別飲食店数（経済センサス活動調査）

- 経済センサスによれば、飲食店全体のうち、創業5年以内の飲食店が14%、創業17年以内の飲食店が52%（半数近くの飲食店が創業17年以上）となっている。



受動喫煙対策に係る自治体における指導状況等

- 健康増進法改正法の施行以降、地方自治体では、指導・助言、勧告を行っているほか、喫煙可能室の設置について届出を受理している。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導・助言	総数	9,716	8,193	8,596
	喫煙禁止場所における喫煙	1,238	1,342	1,451
	喫煙器具、設備等の設置	2,020	1,864	1,716
	紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等	891	266	373
	20歳未満の者を喫煙室に立ち入らせる	464	395	362
	その他	5,103	4,326	4,694
勧告	総数	…	3	…
	喫煙器具、設備等の設置	…	3	…
	その他	…	-	…
喫煙可能室	設置施設届出書の受理件数	9,155	3,339	2,856
	設置施設変更届出書の受理件数	226	179	155
	設置施設廃止書の受理件数	508	469	512

※公表・命令・過料の実績はない。

※当該報告は令和3年度から実施。（喫煙可能室設置施設の届出の受理件数は、**令和元年度以前66,737件、令和2年度51,704件**）

【出典】地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）

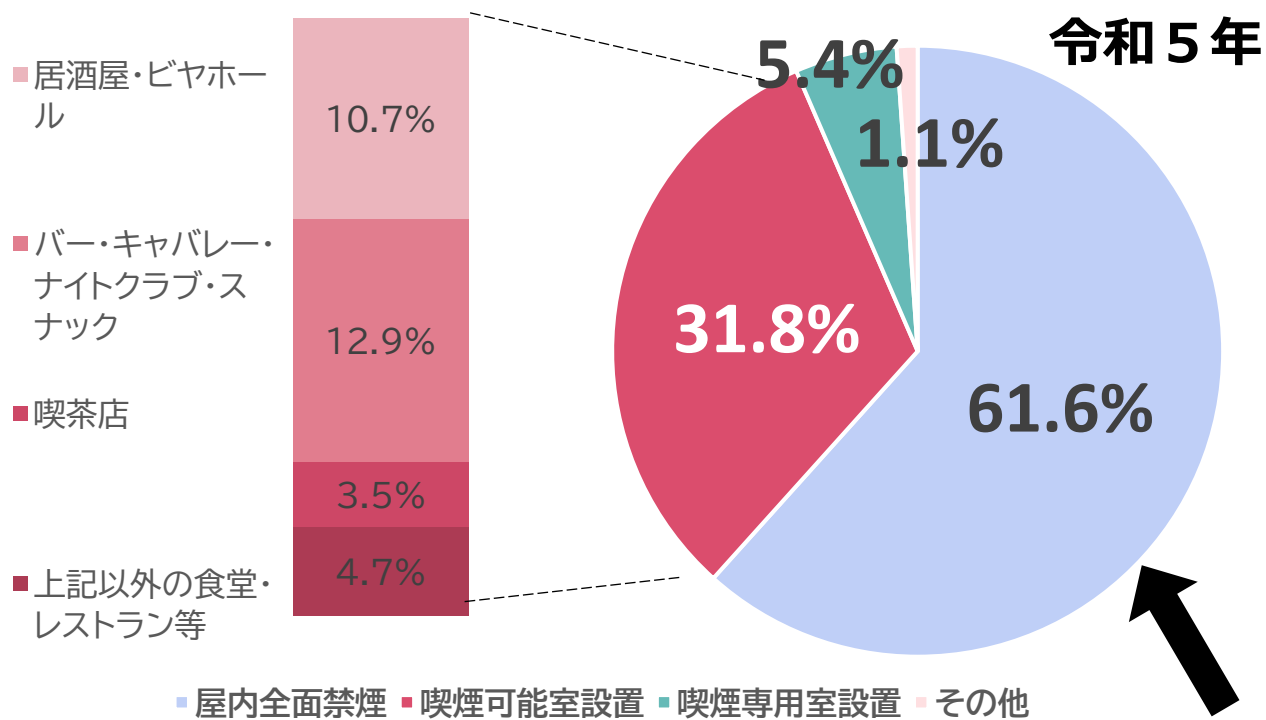
令和2年度以前の喫煙可能室設置施設の届出数は、令和6年度厚生科学研究費補助金 受動喫煙防止等のたばこ対策の政策評価に関する研究（研究代表者：片野田耕太）

既存特定飲食提供施設における喫煙可能室の設置

○ 既存特定飲食提供施設¹⁾では、健康増進法改正以降、6割以上の施設で屋内全面禁煙であり、その割合は微増し、喫煙可能室設置施設²⁾の割合は、31.8%と微減少している(令和5年度)。

1) 令和2年4月1日に既存かつ、中小企業又は個人事業者、かつ客席面積100m²以下のものを既存特定飲食提供施設の要件に該当する施設を対象として調査。(発行済株式又は出資の総額又は総額の1/2以上ないし1/3以上を大規模会社が有していないという条件までは確認していない。)

2) 既存特定飲食提供施設のうち、屋内の喫煙環境について、「屋内全面禁煙または喫煙専用室設置以外」と回答したものが喫煙可能室設置施設の要件に該当するとした。(バー・キャバレー等の喫煙を目的とする施設(喫煙目的施設)が含まれている可能性がある。)



【経過措置】
 既存の経営規模の小さな飲食店
 ・個人又は中小企業が経営
 ・客席面積100m²以下

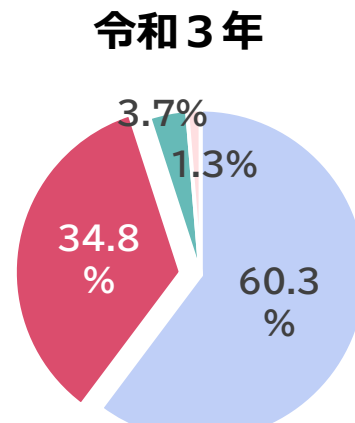
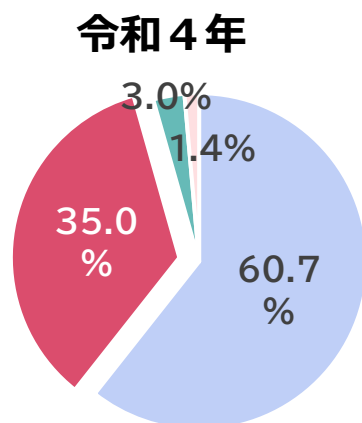
○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能(※)



※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけイ客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

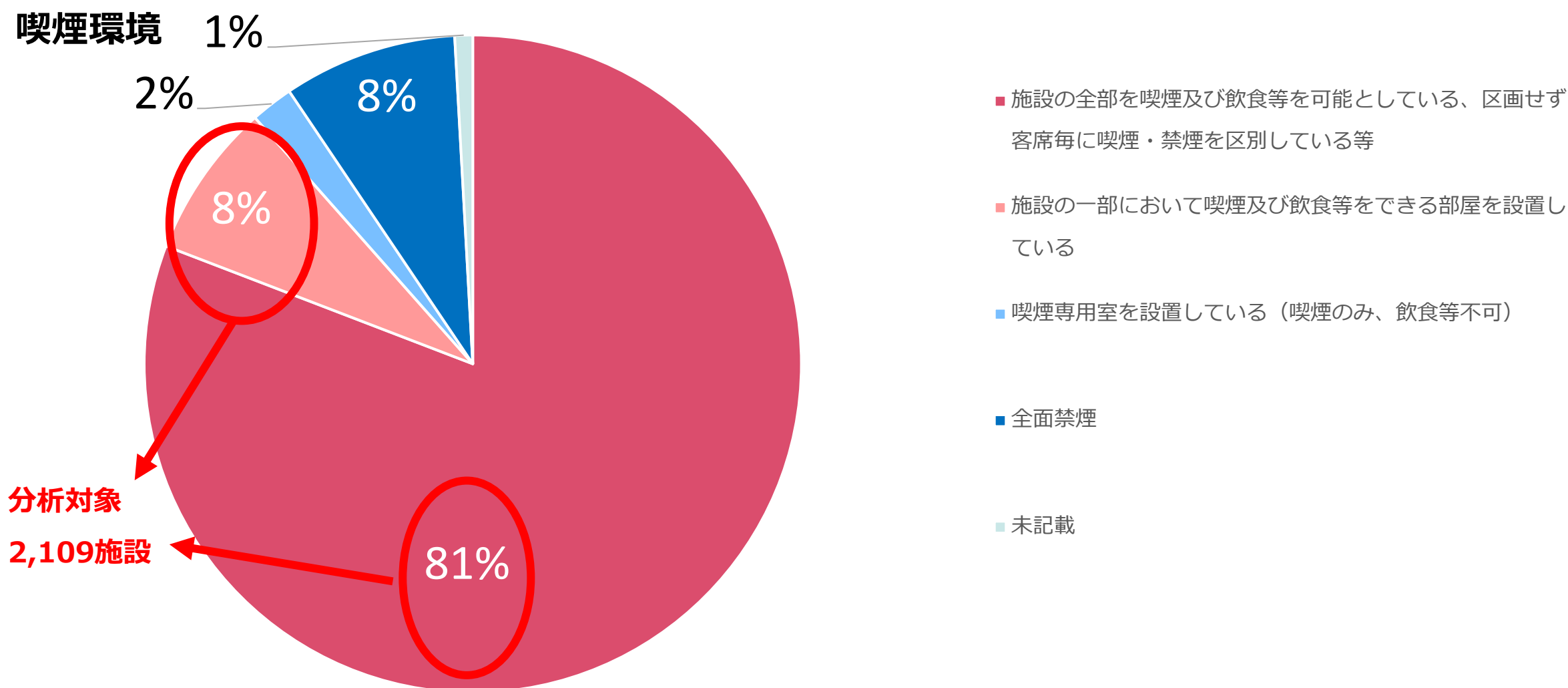
喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

- 第二種施設においては、紙巻きたばこ、加熱式たばこの区別なく、原則屋内禁煙が求められる。
- 喫煙を認める場合は、喫煙専用室等の設置が必要
- 既存の小規模飲食店については経過措置を認める



喫煙可能室設置施設の調査

- 既存特定飲食提供施設を対象として、喫煙可能室設置施設(飲食等しながら喫煙可能な小規模施設)を中心に調査。
- 喫煙可能室設置施設の届出等を参考に調査したところ、全面禁煙、喫煙専用室を設置している施設もあった。飲食等しながら喫煙可能な施設のうち、施設の全部で飲食等しながら喫煙可能(区画等していない)な施設は81%、施設の一部において飲食等しながら喫煙可能な部屋を設置している施設は8%であったため、これら(2,109施設)を喫煙可能室設置施設として分析対象とした。

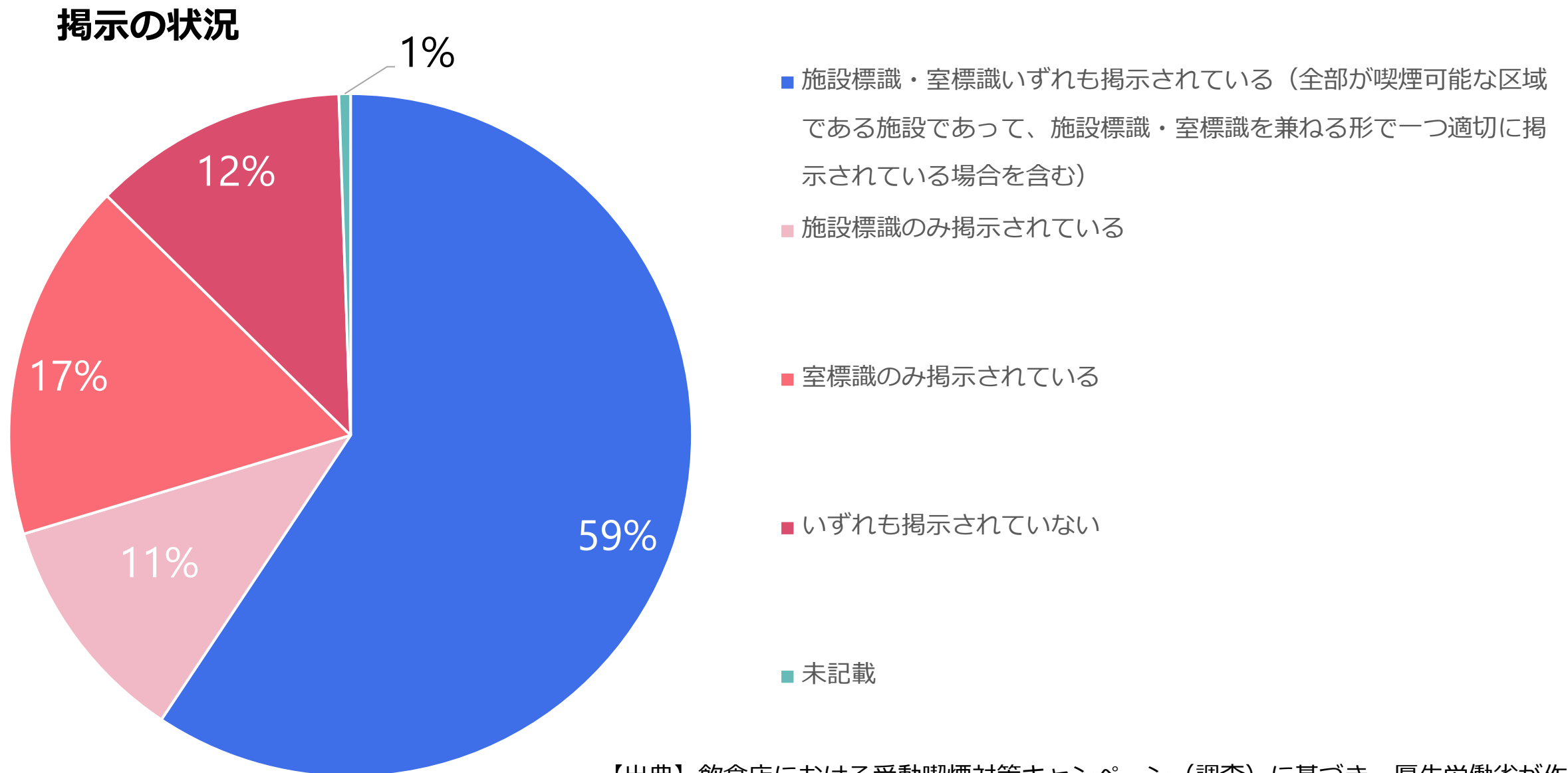


【出典】飲食店における受動喫煙対策キャンペーン(調査)に基づき、厚生労働省が作成

調査対象：2,384施設

喫煙可能室設置施設における掲示の状況①

- 「施設標識、室標識いずれも掲示している」施設は59%、「施設標識のみ掲示している」施設は11%であった。
- また、施設標識、室標識のいずれも掲示されていない施設は12%であった。



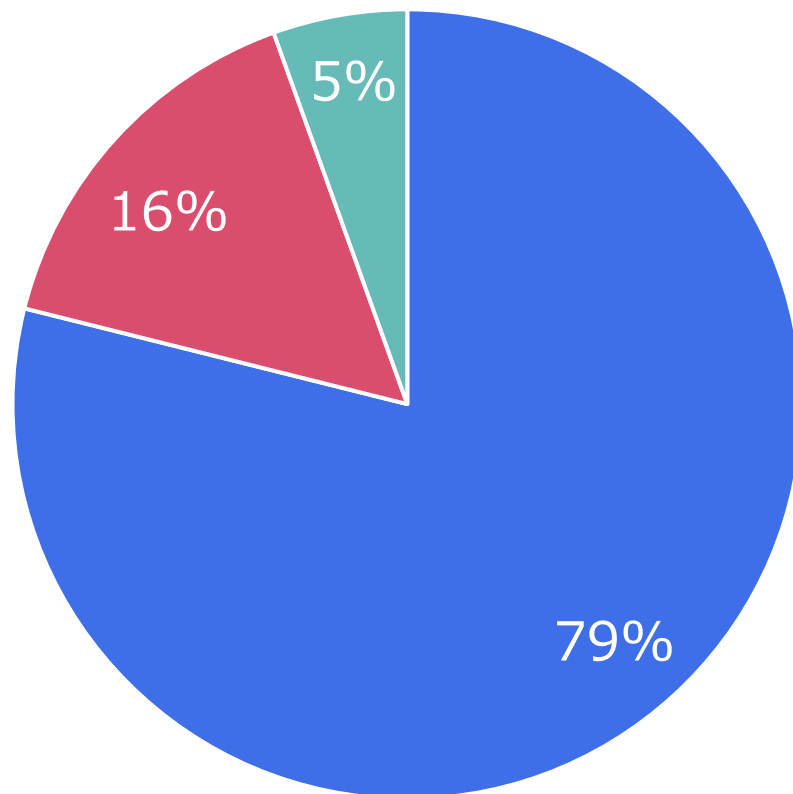
【出典】 飲食店における受動喫煙対策キャンペーン（調査）に基づき、厚生労働省が作成
 分析対象：2,109施設

喫煙可能室設置施設における掲示の状況②

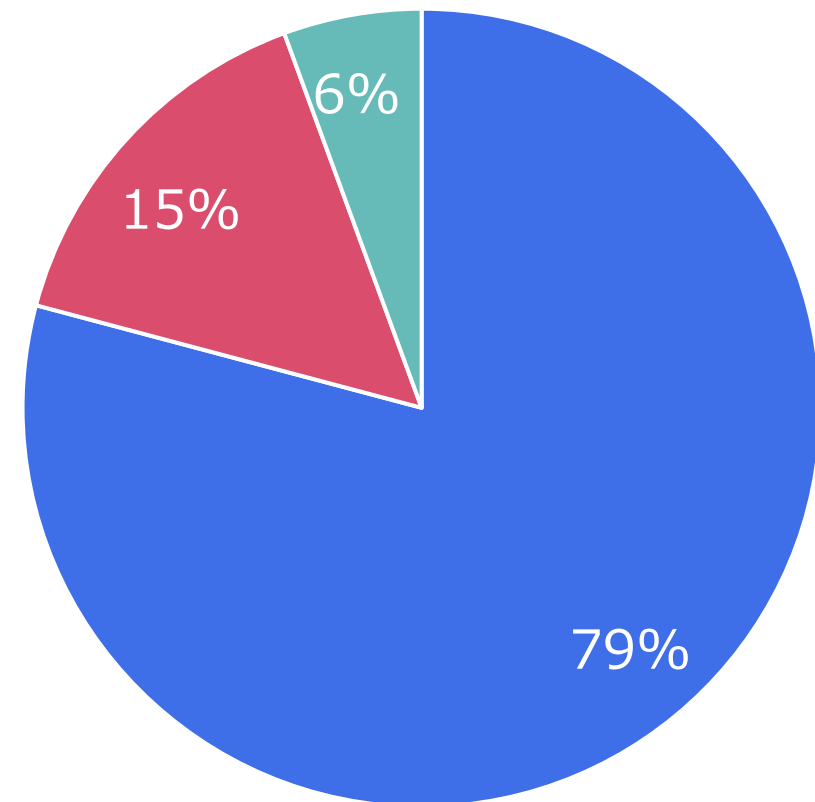
- 約80%の施設で「施設類型に応じた喫煙室であること」「20歳未満入室禁止」の掲示が遵守されていた。
- 約15%の施設では、いずれの掲示も遵守されていなかった。

掲示内容の状況

施設類型に応じた掲示



20歳未満入室禁止の掲示



■ 法を遵守していた ■ 法を遵守していなかった ■ 未記載

■ 法を遵守していた ■ 法を遵守していなかった ■ 未記載

【出典】 飲食店における受動喫煙対策キャンペーン（調査）に基づき、厚生労働省作成

分析対象：2,109施設

喫煙可能室設置施設における20歳未満の保護に関する措置①

- 20歳未満の者が喫煙エリアに立ち入らないための措置は、従業員に対しては93%の施設で、利用者に対しては81%の施設で講じられていた。
- 20歳未満の従業員が喫煙エリアに立ち入らないための措置としては、「20歳未満の従業員を雇用していない」が最も多く、「喫煙区画での業務は他の従業員が行う」と合わせて98%となった。
- 20歳未満の利用者が喫煙エリアに立ち入らないための措置としては、「入店できないこととしている」が最も多く、「喫煙禁止エリアに案内している」と合わせて95%となった。

20歳未満の従業員及び利用者が喫煙エリアに立ち入らないための措置

	従業員		利用者	
	施設数	割合	施設数	割合
講じられている	1,957	93%	1,708	81%
講じられていない	76	4%	320	15%
未記載	76	4%	81	4%
計	2,109		2,109	

措置内容（従業員）	施設数	割合
20歳未満の従業員を雇っていない	1,863	95%
喫煙区画での業務は他の従業員が行う	59	3%
従業員を雇用していない	13	1%
その他（未記載含む）	22	1%
計	1,957	

措置内容（利用者）	施設数	割合
20歳未満の者は入店できないこととしている（適切な掲示によりそれぞれの選択肢が担保されている場合も含む。）	1,445	85%
20歳未満の客を喫煙禁止の区画に案内している（適切な掲示によりそれぞれの選択肢が担保されている場合も含む。）	178	10%
その他	85	5%
計	1,708	

喫煙可能室設置施設における法の遵守状況

- 38%の施設で、面積や資本金など要件に関する帳簿を具備していなかった。
- 喫煙可能室設置を届出済みの割合は94%と高い。ただし、これは本調査に際し、届出済みの施設を中心に対象施設を選定したことが要因の1つとして考えられる。また、届出を行っていない施設は、喫煙目的施設である可能性もある。

帳簿の具備

	施設数	
備えている	1,150	55%
備えていない	801	38%
未記載	158	7%
計	2,109	

届出

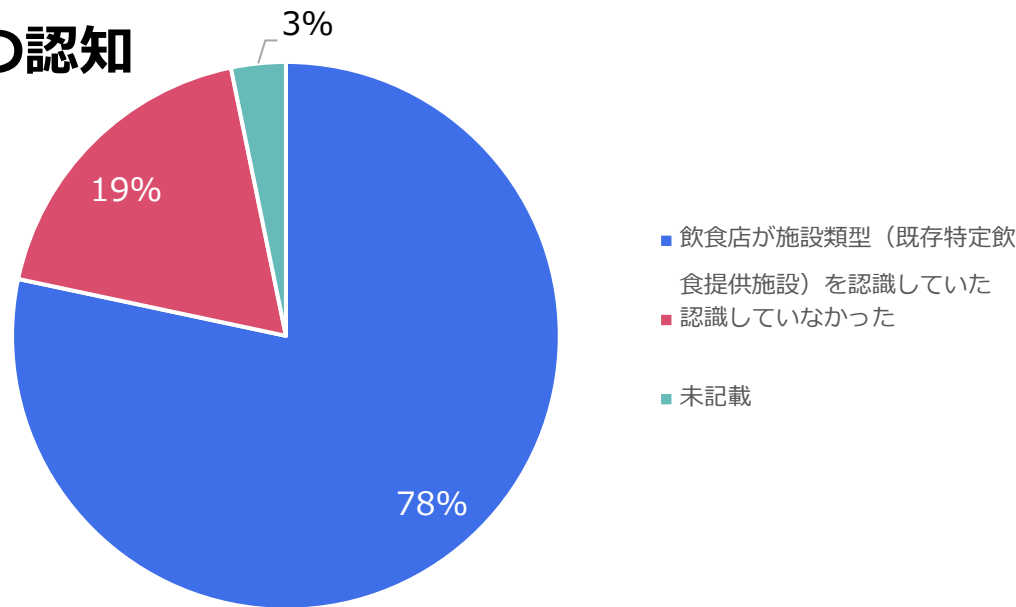
	施設数	
届出済み	1,987	94%
届け出ていない	93	4%
未記載	29	1%
計	2,109	

【出典】飲食店における受動喫煙対策キャンペーン（調査）に基づき、厚生労働省が作成

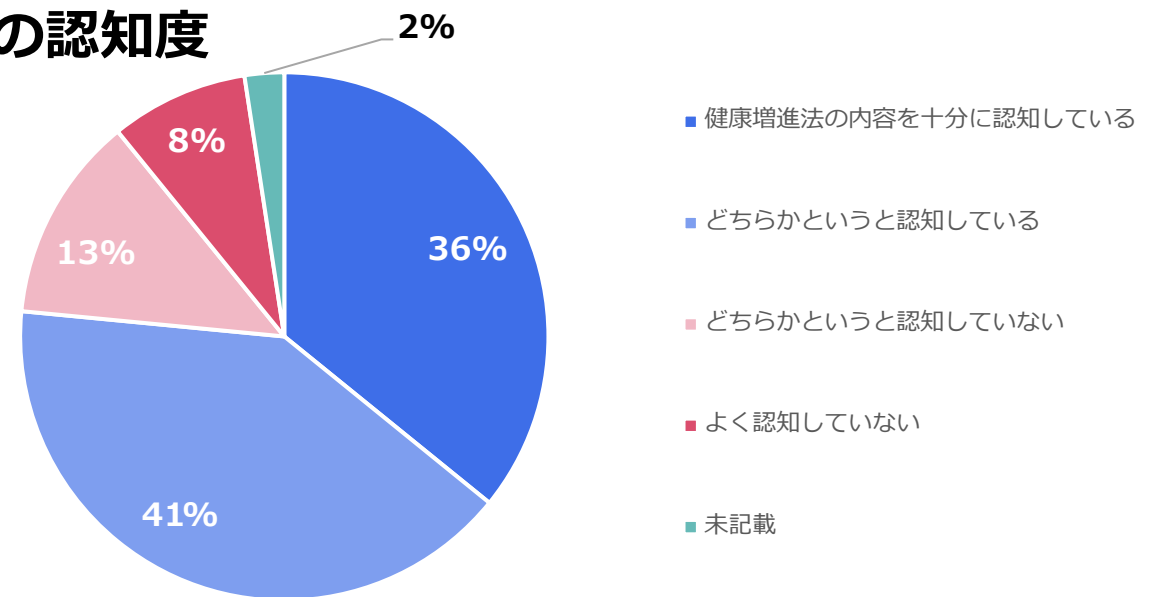
喫煙可能室設置施設における自施設の施設類型と法の認知

- 自施設の施設類型の認知度は78%、法の認知度も「十分に認知している」「どちらかという認知している」をあわせると77%であり、必ずしも十分ではない。
- 認知の機会としては、「食品衛生法上の飲食店の営業許可・更新の際に説明を受けた」が一番多く、その次に「自治体等のリーフレットを見たことがある」が多かった。

施設類型の認知



法の認知度



法もしくは施設類型の認知の機会

※複数回答

認知の機会	件数
食品衛生法上の飲食店の営業許可・更新の際に説明を受けたことがある	720
自治体等のリーフレットを見たことがある	703
その他の機会でも認識する機会があった	621
健康増進法の内容について国・自治体のホームページで見たことがある	393
認識する機会がなかった	258
未記載	74

その他の機会

その他認知の機会	件数
メディア（TV・新聞・ネット）	133
人づて・客・知人	77
業界団体・組合	80
行政・保健所	96
講習会・研修	26
その他・不明	209

小括： 喫煙可能室設置施設（飲食等しながら喫煙可能な小規模施設）の現状

施設に関する実態

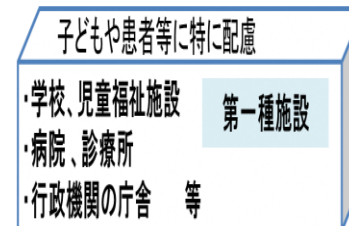
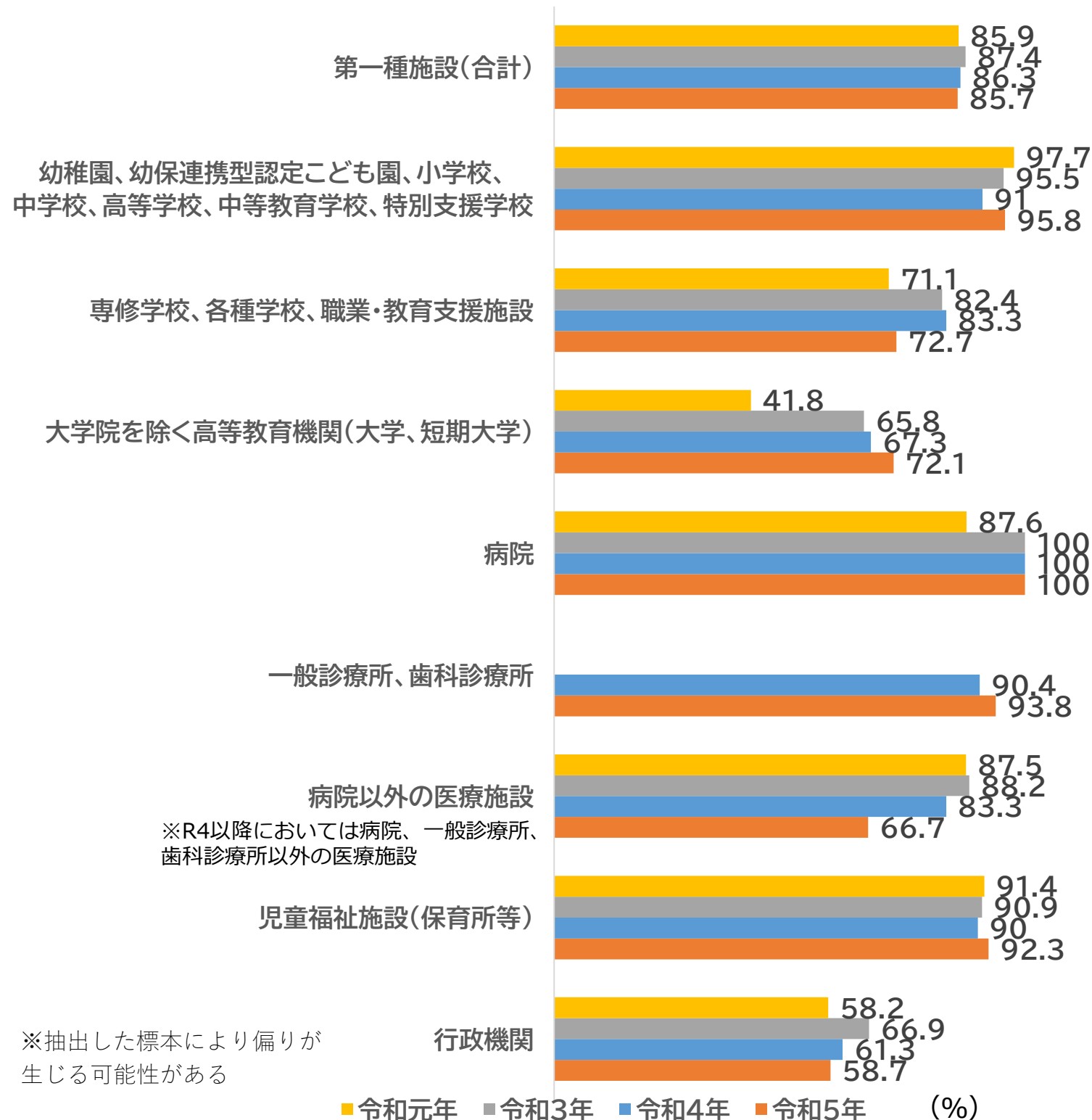
- ① 既存特定飲食提供施設（既存の飲食店のうち7割程度と推計される）については、約6割が全面禁煙、5%程度が喫煙専用室（喫煙のみで飲食不可）を設置しており、この割合は増加傾向にある。喫煙可能室設置施設（飲食しながら喫煙可能な施設）は、約3割とわずかに減少傾向であった。
- ② 喫煙可能室設置施設の中には、喫煙目的施設の要件にも該当する施設も含まれるが、喫煙可能室設置施設は届出が必要である一方で、喫煙目的施設には届出を求めているため、自治体においていずれのタイプであるのか判断が困難である実情がうかがえる。

法律に基づく措置の状況

- ① 入店時にその施設が喫煙可能かどうかの適切な表示が掲示されている割合が約6割にとどまっていた。（喫煙目的施設では5割弱）
- ② 20歳未満の従業員を立ち入らせない措置は9割強、利用者についても8割強講じられており、その具体的措置も適切に講じられていた。（喫煙目的施設では7割～8割強）
- ③ 面積や資本金など要件に関する帳簿を具備していない施設が約4割あるほか、自施設の施設類型を適切に把握していない施設が約2割あった。

第一種施設における敷地内全面禁煙の状況

○ 特に配慮が必要な方が利用する施設では、敷地内全面禁煙の割合が高い。



○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

- 第一種施設においては、紙巻きたばこ、加熱式たばこの区別なく、原則敷地内禁煙が求められる。

※抽出した標本により偏りが生じる可能性がある

■ 令和元年 ■ 令和3年 ■ 令和4年 ■ 令和5年 (%)

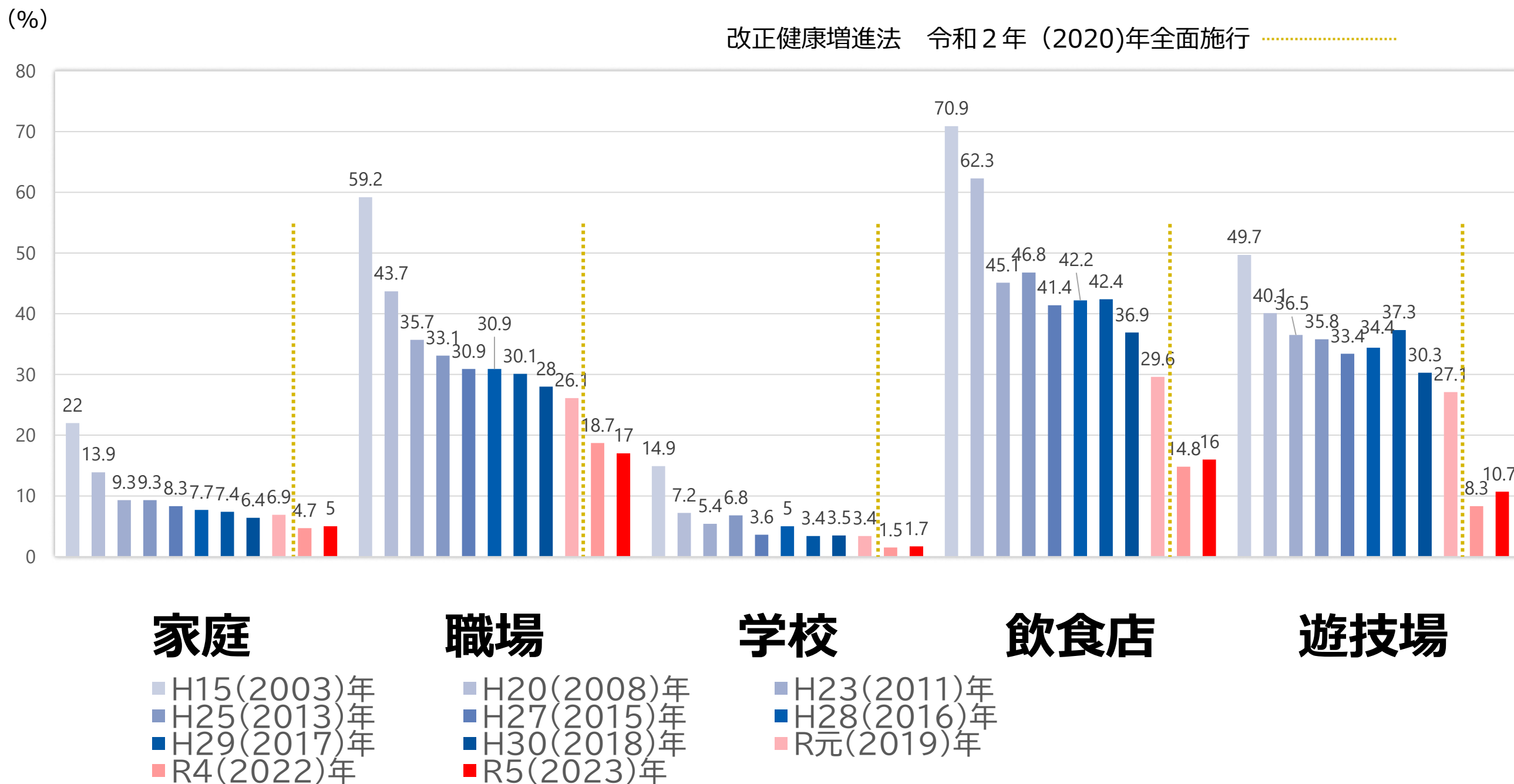
【出典】喫煙環境に関する実態調査 (厚生労働省)

受動喫煙の機会を有する者の割合

再掲

○ 受動喫煙の経験は減少傾向にあり、特に学校ではほとんどその機会はない。

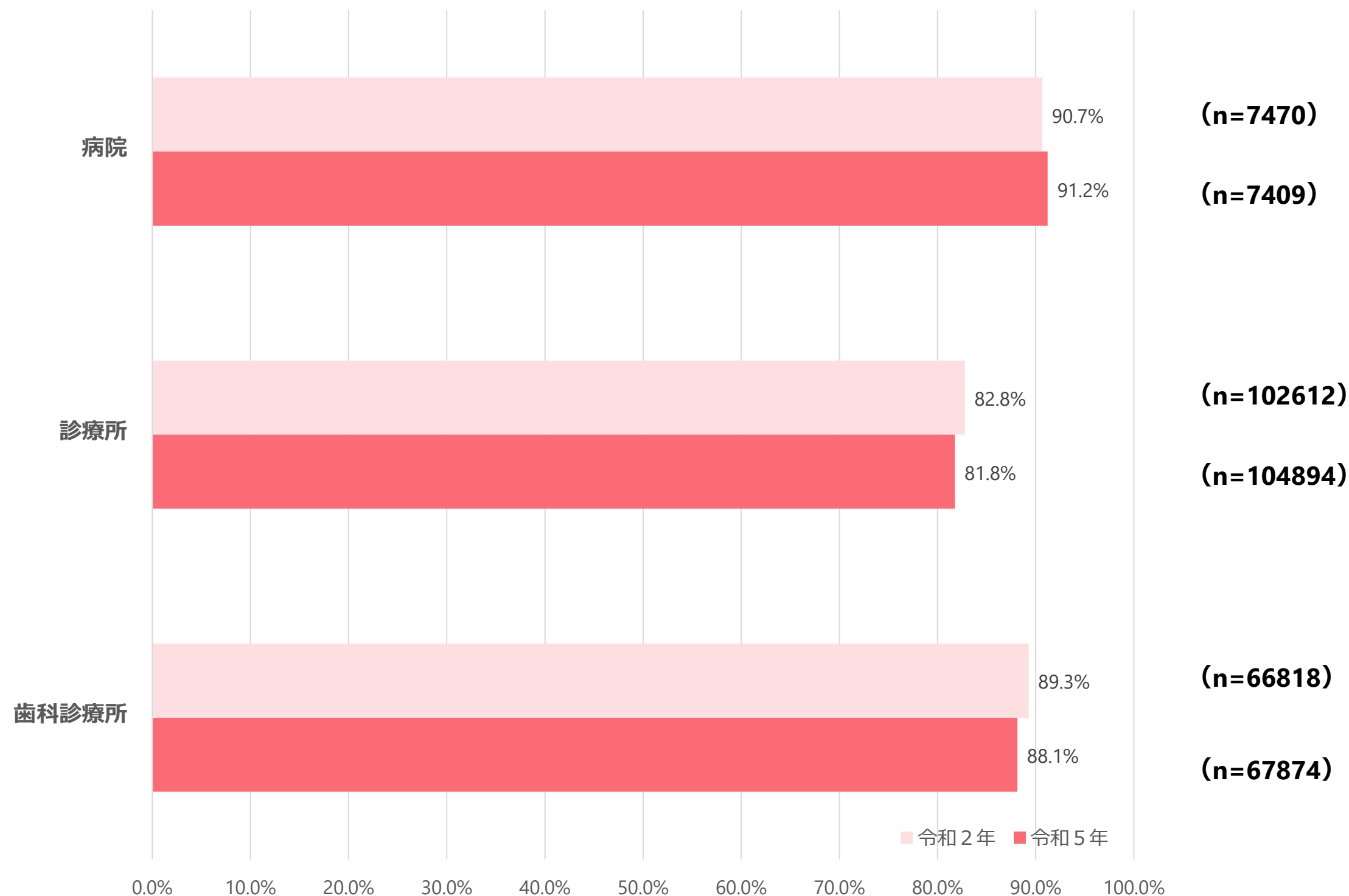
※ 「1か月間に、望まずに自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)がありましたか。」という質問への回答。



注) 家庭は毎日受動喫煙の機会を有する者の割合。その他は、月に1回以上受動喫煙の機会を有する者。
 学校、飲食店、遊技場などに勤務していて、その職場で受動喫煙があった場合は、「職場」欄に回答。
 受動喫煙が生じた場所や場面は不明。
 遊技場：ゲームセンター、パチンコ、競馬場など。

病院・診療所等における敷地内全面禁煙の状況

○ 令和2年度と令和5年度ともに、病院・診療所・歯科診療所における敷地内全面禁煙の割合は高く推移している。



小括： 子どもが利用する第1種施設（学校等）の屋外喫煙所の設置の現状

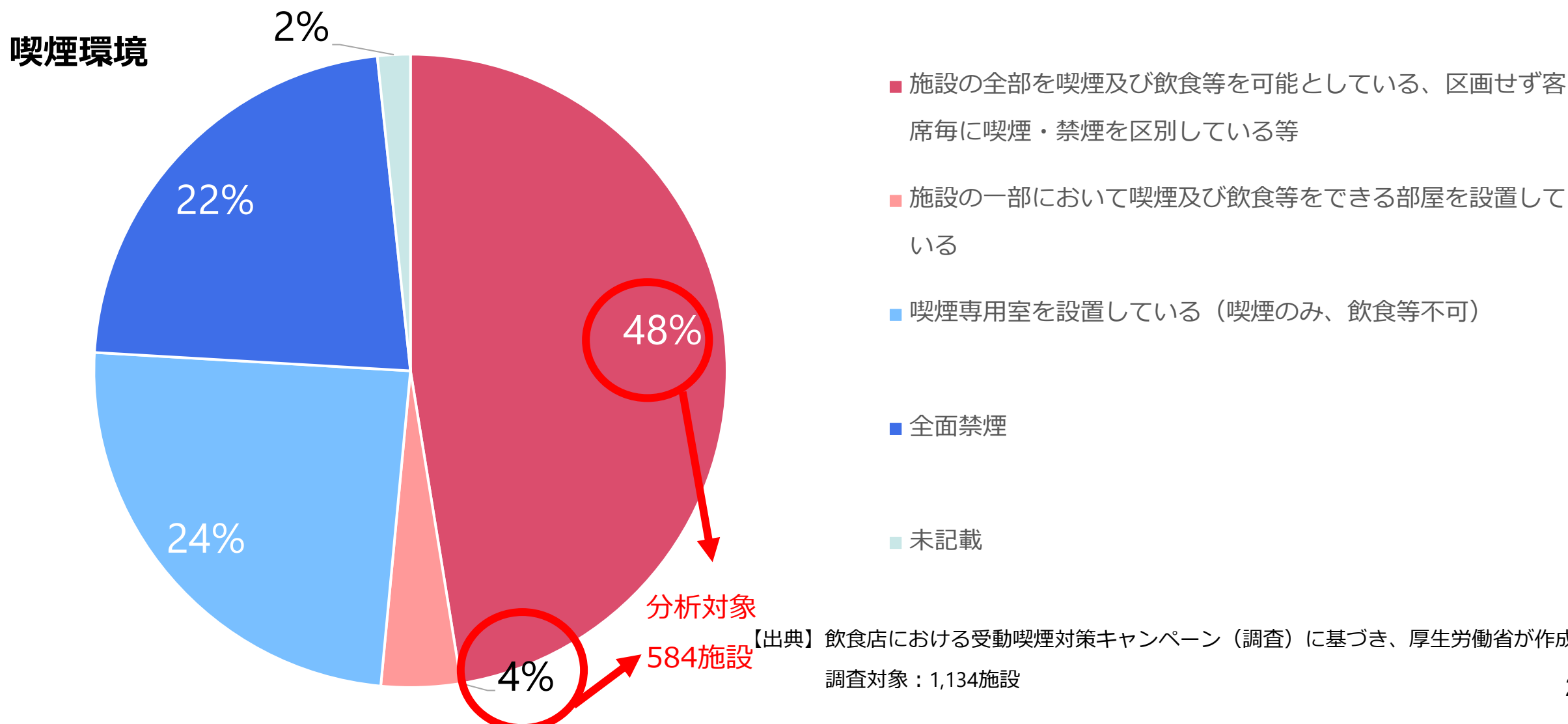
調査結果によると、

- ① 第1種施設全体で見ても、8割以上の施設が敷地内全面禁煙（屋外喫煙所も設置していない）であり、特に子どもが利用する「幼稚園、小学校等」は約95%、「保育所等の児童福祉施設」も9割を超える施設が、敷地内全面禁煙であった。

- ② いずれの環境においても受動喫煙の機会があったとした回答は、改正健康増進法施行後、著しく減少しているが、特に学校では受動喫煙の機会はほとんどない。

既存特定飲食提供施設以外の施設の調査

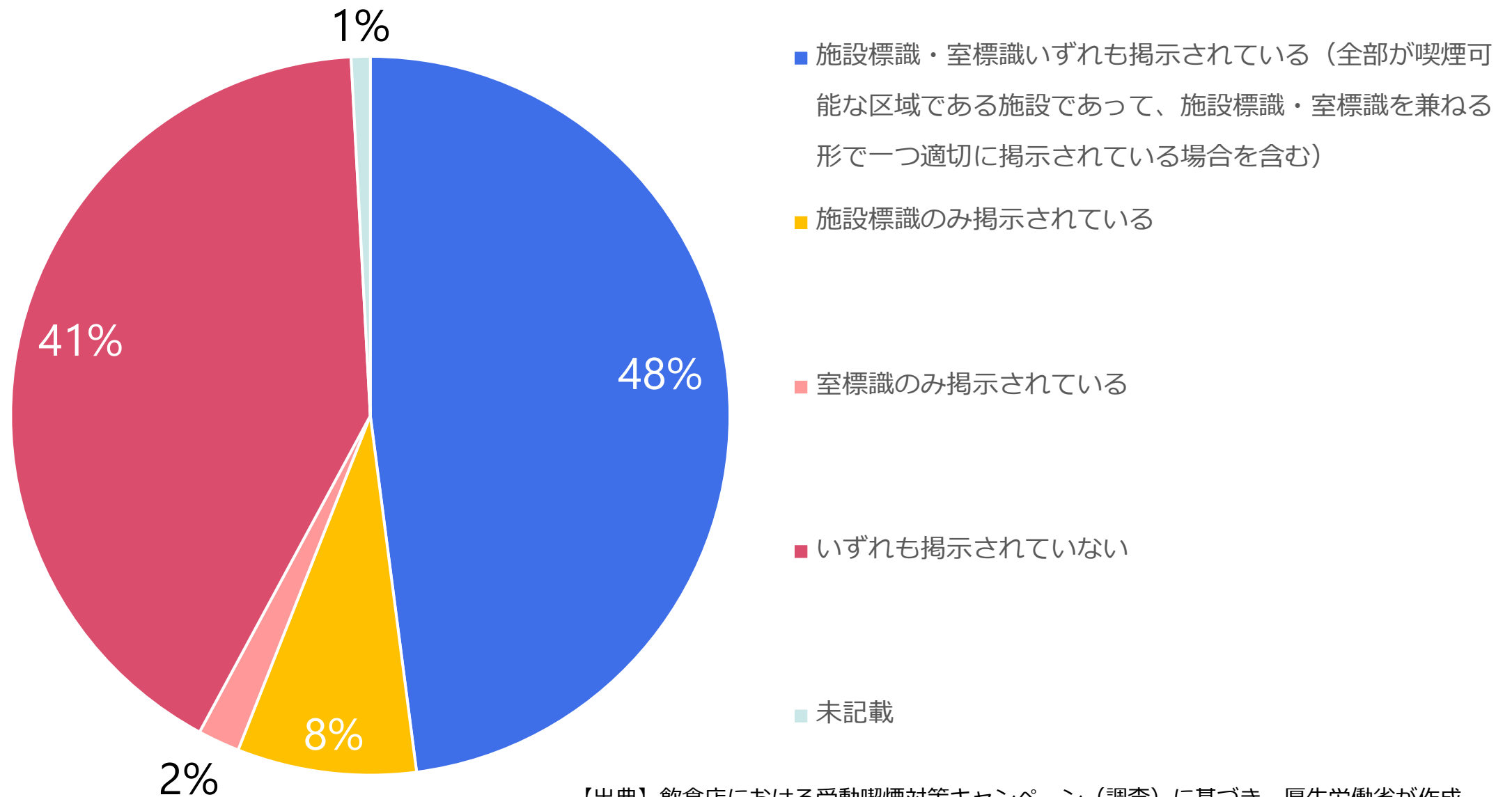
- 喫煙目的施設を想定した調査として、既存特定飲食提供施設以外の施設（施設要件または標識の掲示等から判断）で、屋内の喫煙を可能としていると考えられる飲食店（喫煙目的施設である可能性がある施設）に対して調査を行った。
- 調査の結果、
 - ・ 全面禁煙や喫煙専用室を設置していると回答した施設が46%。
 - ・ 施設の全部で飲食等しながら喫煙可能な（区画等していない）施設は538施設（48%）、一部において飲食等しながら喫煙可能な部屋を設置している施設は46施設（4%）
- これら584施設（52%）を、喫煙目的施設である可能性がある施設として、分析対象とした。



屋内喫煙が可能な施設（既存特定飲食提供施設以外） 掲示の状況①

- 「施設標識、室標識いずれも掲示している」施設は48%、「施設標識のみ掲示している」施設は8%であった。
- 施設標識、室標識のいずれも掲示されていない施設は41%であった。

掲示場所の状況



【出典】飲食店における受動喫煙対策キャンペーン（調査）に基づき、厚生労働省が作成

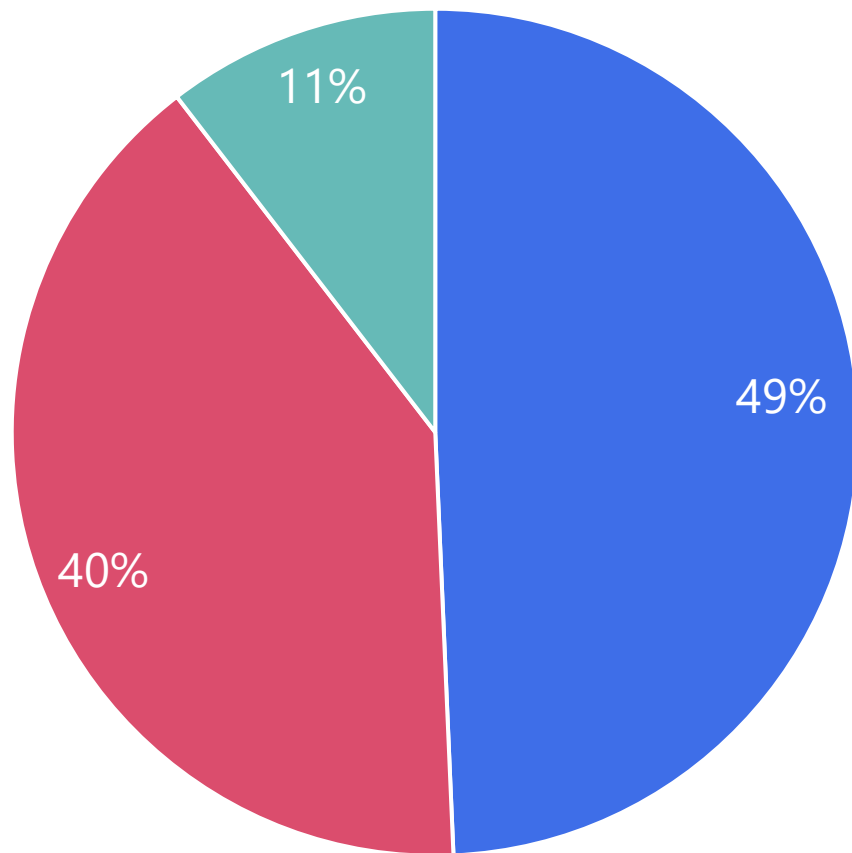
分析対象：584施設

屋内喫煙が可能な施設（既存特定飲食提供施設外） 掲示の状況②

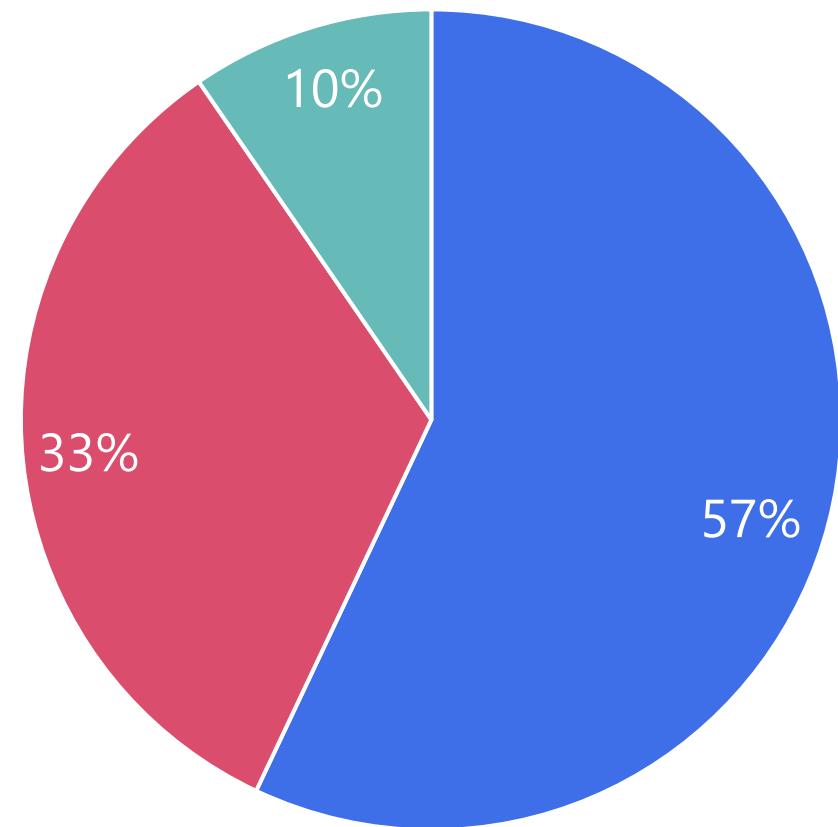
- 約半数の施設で、「施設類型に応じた喫煙室であること」の掲示について、遵守されているが、約4割の施設で掲示内容について遵守されていなかった。
- 約6割の施設で、「20歳未満入室禁止」の掲示について、遵守がされているが、約3割の施設で掲示内容について遵守されていなかった。

掲示内容の状況

施設類型の掲示



20歳未満入室禁止の掲示



■ 法を遵守していた ■ 法を遵守していなかった ■ 未記載

■ 法を遵守していた ■ 法を遵守していなかった ■ 未記載

屋内喫煙が可能な施設（既存飲食提供施設以外） 20歳未満の保護

- 20歳未満の者が喫煙エリアに立ち入らない措置は、従業員に対しては85%の施設、利用者に対しては72%の施設で講じられていた。
- 20歳未満の従業員が喫煙エリアに立ち入らないための措置内容は、「20歳未満の従業員を雇用していない」が最も多く、「喫煙区画での業務は他の従業員が行う」と合わせると85%となった。
- 20歳未満の利用者が喫煙エリアに立ち入らないための措置内容は、「入店できないこととしている」が最も多く、「喫煙禁止エリアに案内している」と合わせると71%となった。

20歳未満の従業員及び利用者が喫煙エリアに立ち入らないための措置

	従業員		利用者	
	施設数	割合	施設数	割合
講じられている	499	85%	422	72%
講じられていない	54	9%	126	22%
未記載	31	5%	36	6%
計	584		584	

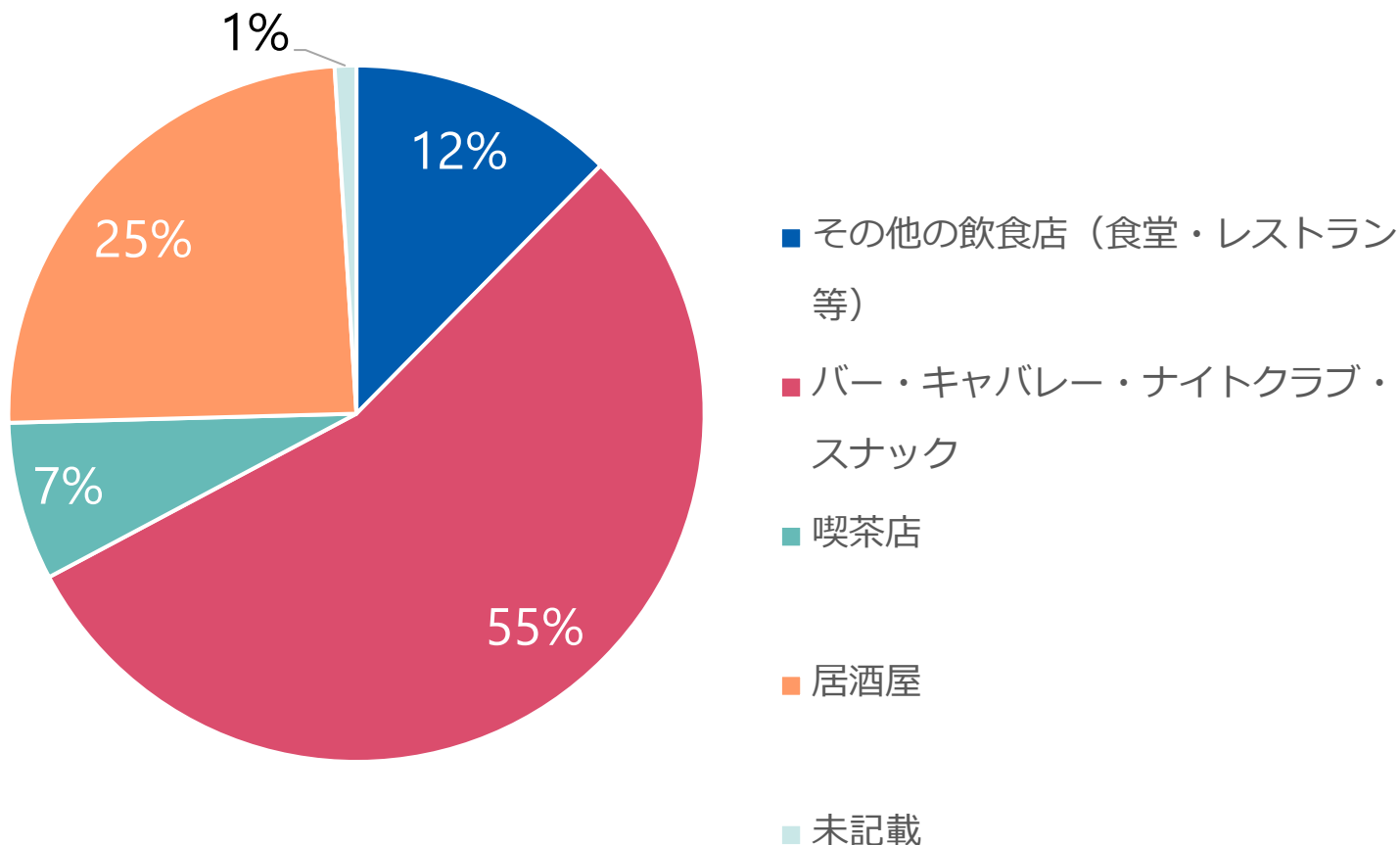
措置内容（従業員）		施設数		措置内容（利用者）		施設数	
20歳未満の従業員を雇っていない	477	82%	20歳未満の者は入店できないこととしている （適切な掲示によりそれぞれの選択肢が担保されている場合も含む。）	378	65%		
喫煙区画での業務は他の従業員が行う	15	3%	20歳未満の客を喫煙禁止の区画に案内している （適切な掲示によりそれぞれの選択肢が担保されている場合も含む。）	33	6%		
その他	3	1%	その他	6	1%		
未記載	89	15%	未記載	167	29%		
計	584		計	584			

喫煙目的施設と回答した施設の状況①

- 調査対象施設(1,134施設)のうち、299施設(26%)が「喫煙目的施設」と回答(調査票に記載)があったが、そのうち、51施設(17%)が喫煙目的施設であるとの認識がなかった。
- 喫煙目的施設であると回答した施設を業態内訳で見ると、「バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック」が55%で最多。次いで居酒屋が25%であった。

業態内訳（喫煙目的施設）

分析対象 299施設



施設類型の認知

	施設数	
喫煙目的施設であることを認識していた	244	82%
認識していなかった	51	17%
未記載	4	1%
計	299	

喫煙目的施設と回答した施設の状況②

- 喫煙目的施設と回答した施設(299施設)のうち、38施設(13%)が、たばこ販売の許可を得ていなかった。
- たばこの在庫は122施設(41%)でなく、192施設(64%)が陳列されていなかった。また、売り上げのない施設も123施設(41%)あった。

たばこの販売許可の種類

	施設数	
出張販売の許可	182	61%
小売販売の許可	70	23%
許可がなかった	38	13%
未記載	9	3%
計	299	

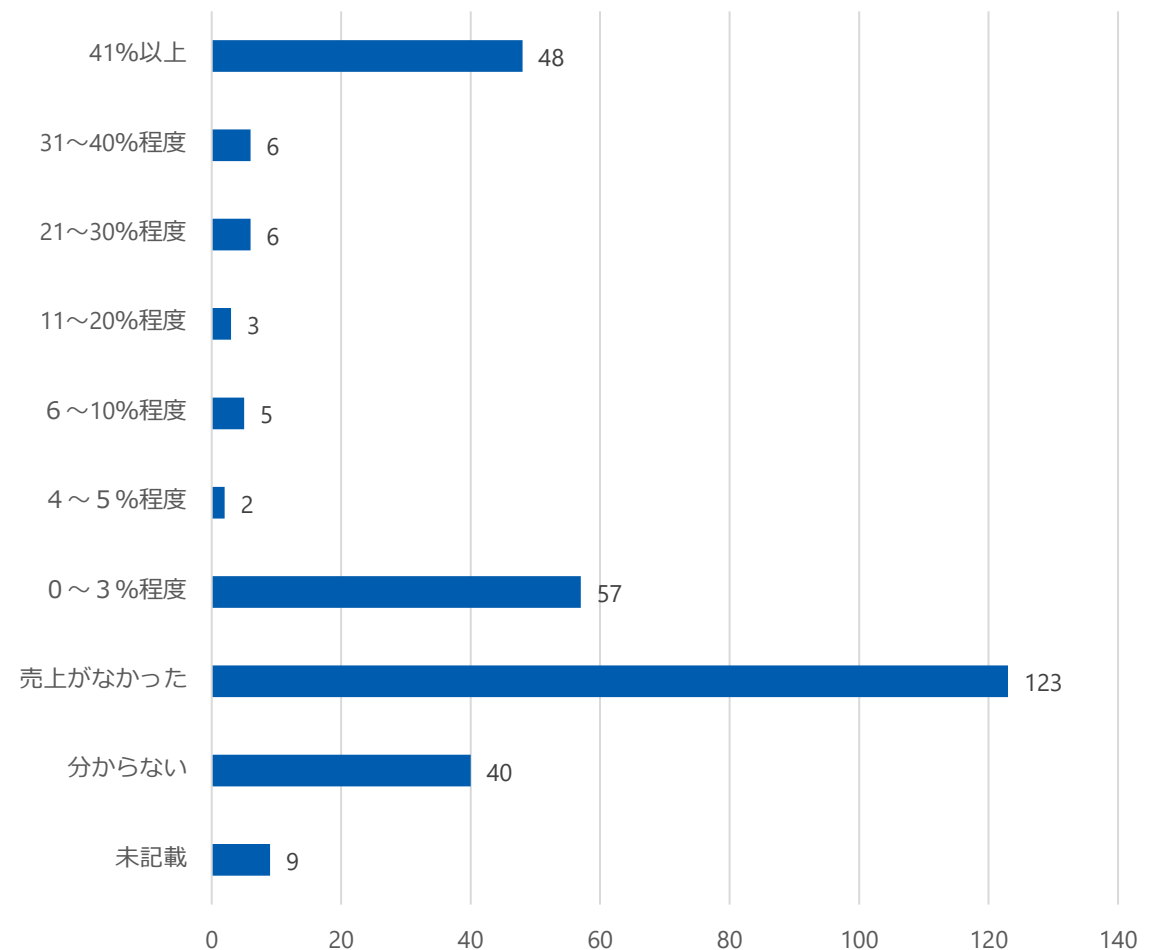
たばこの在庫

	施設数	
在庫があった	168	56%
在庫がなかった	122	41%
未記載	9	3%
計	299	

たばこの陳列

	施設数	
陳列されていなかった	192	64%
店内にたばこが陳列されていた	96	32%
未記載	11	4%
計	299	

たばこの売上げ



喫煙目的施設と回答した施設の状況③

- 喫煙目的施設と回答した施設(299施設)のうち、95施設(32%)が、健康増進法の内容を「どちらか」というと認知していない」「よく認知していない」との回答であった。
- また、95施設(32%)が必要な帳簿を備えていなかった。

法の認知

	施設数	
	健康増進法の内容を十分に認知している	93
どちらかというと認知している	103	34%
どちらかというと認知していない	57	19%
よく認知していない	38	13%
未記載	8	3%
計	299	

帳簿の具備

	施設数	
	たばこの販売許可に関する情報を記載した帳簿を備えている	185
備えていない	95	32%
未記載	19	6%
総計	299	

喫煙目的施設と回答した施設の状況④

- 喫煙目的施設と回答した施設(299施設)のうち、106施設(35%)が主食を提供していると回答。
- うち、常時、もしくはランチ営業以外で主食を提供していると回答した施設が90施設(84%)。
- また、主食を提供している施設(106施設)のうち、厨房を設け、調理し、提供していた(電子レンジ加熱等での簡易な調理ではない)施設は78施設(74%)あった。

主食の提供の有無

	施設数	
主食を提供していた	106	35%
主食を提供していなかった	186	62%
未記載	7	2%
計	299	

主食の提供頻度

	施設数	
常時、主食を提供していた	80	75%
ランチ営業以外で主食を提供していた	10	9%
ランチ営業として主食を提供していた	12	11%
未記載	4	4%
総計	106	

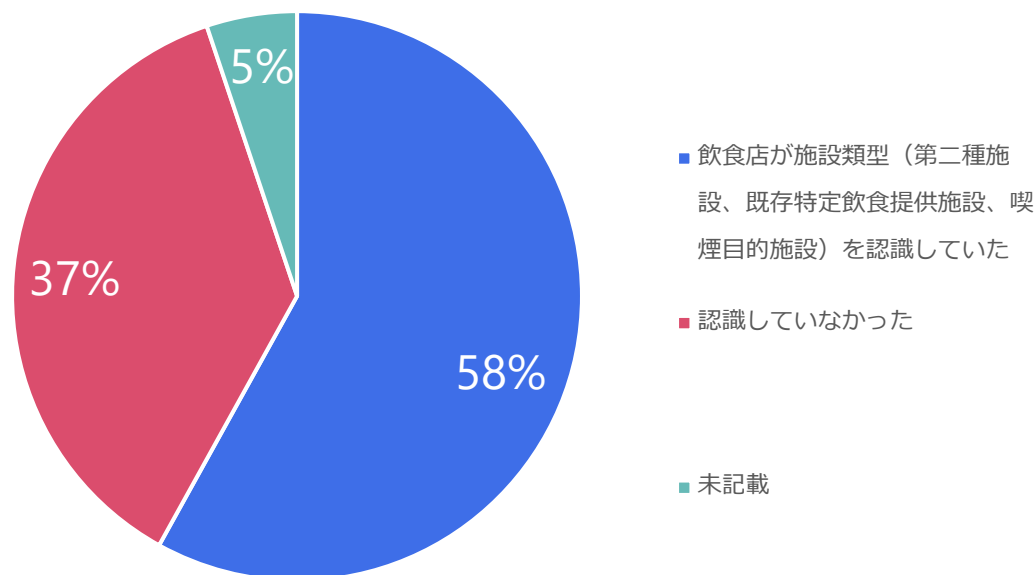
主食の提供様態

	施設数	
厨房を設け、調理し、提供していた	78	74%
既製品について電子レンジによる加熱等により、提供していた	17	16%
出前により、提供していた	6	6%
未記載	5	5%
総計	106	

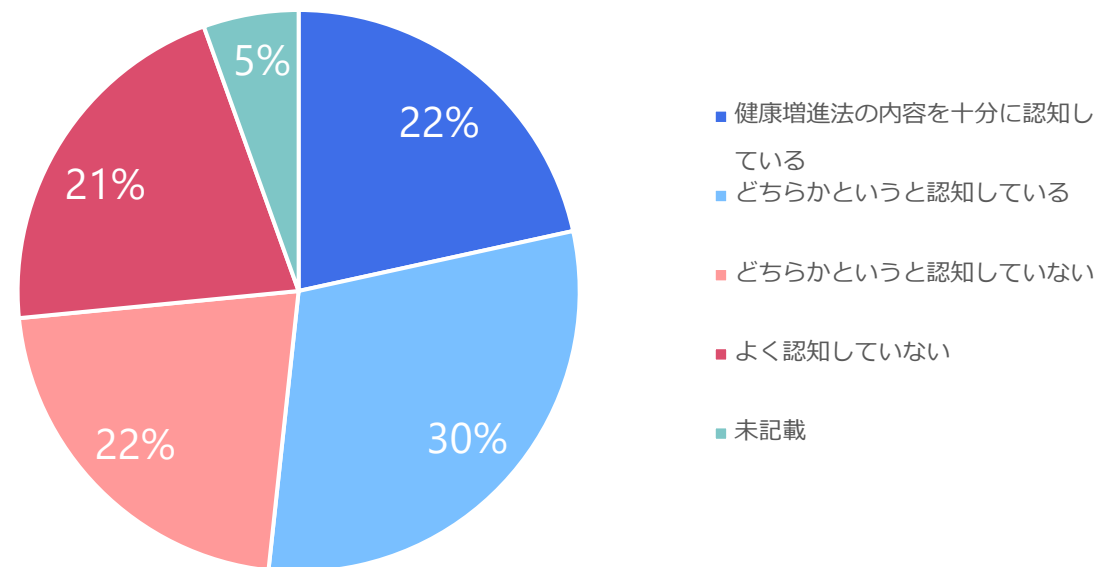
屋内喫煙が可能な施設（既存特定飲食提供施設以外） 自施設の施設類型と法の認知

- 自施設の施設類型の認知度は、58%であり、法の認知度も「十分に認知している」「どちらか」と認知しているをあわせて52%であり、高いとは言えない。
- 認知の機会は、「食品衛生法上の飲食店の営業許可・更新の際に説明を受けた」が一番多く、その次に「自治体等のリーフレットを見たことがある」が多かった。

施設類型の認知



法の認知度



認知の機会 ※複数回答

理由	件数
自治体等のリーフレットを見たことがある	154
その他の機会 で認識する機会があった	151
認識する機会がなかった	144
食品衛生法上の飲食店の営業許可・更新の際に説明を受けたことがある	144
健康増進法の内容について国・自治体のホームページで見たことがある	116

その他の機会

分類	件数
その他	48
メディア関連	24
行政関連	20
個人・知人	13
業界関係	5

小括： 喫煙目的施設（喫煙可能室設置施設以外の喫煙可能な施設）の現状

施設に関する実態

- 「喫煙目的施設」と思われる施設(1,134施設)の約半数において全面禁煙又は喫煙専用室が設置されていた。
- それらを除く喫煙目的施設である可能性がある(喫煙目的施設と思われる施設のうち、全面禁煙ではないまたは喫煙専用室を設置していない)施設(584施設)のうち、「喫煙目的施設」と回答した施設(299施設)は、調査対象となった施設の3割弱であり、かつ、それらの施設のうち、「喫煙目的施設」という認識がない施設が2割弱あった。施設自体の認識は十分浸透しておらず、標識掲示がない場合、地方自治体が喫煙目的施設を外形的に判断することが困難である実情がうかがえた。

法律に基づく措置の遵守状況

- 喫煙目的施設である可能性のある(喫煙目的施設と思われる施設のうち、全面禁煙ではないまたは喫煙専用室を設置していない)施設(584施設)に限定すると、
 - ・ 入店時にその施設が喫煙可能かどうかの適切な表示がなされている割合は5割弱にとどまっている。(喫煙可能室設置施設は約6割)
 - ・ 20歳未満の従業員を立ち入らせない措置は8割強、利用者に対し、7割弱講じられており、その具体的措置も適切であった。(喫煙可能室設置施設は従業員について8割、利用者は9割)
- 「喫煙目的施設」と回答した施設(299施設)に限ると、帳簿を具備していない施設が約4割あるほか、たばこの販売許可を取得していない施設や、厨房で調理した主食を常時提供しているなど、要件を満たしていない施設も一定数存在する。

受動喫煙対策に係る自治体における指導状況等

再掲

- 改正法の施行以降、地方自治体では、指導・助言、勧告を行っているほか、喫煙可能室の設置について届出を受理している。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導・助言	総数	9,716	8,193	8,596
	喫煙禁止場所における喫煙	1,238	1,342	1,451
	喫煙器具、設備等の設置	2,020	1,864	1,716
	紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等	891	266	373
	20歳未満の者を喫煙室に立ち入らせる	464	395	362
	その他	5,103	4,326	4,694
勧告	総数	…	3	…
	喫煙器具、設備等の設置	…	3	…
	その他	…	-	…
喫煙可能室	設置施設届出書の受理件数	9,155	3,339	2,856
	設置施設変更届出書の受理件数	226	179	155
	設置施設廃止書の受理件数	508	469	512

※公表・命令・過料の実績はない。

※当該報告は令和3年度から実施。（喫煙可能室設置施設の届出の受理件数は、令和元年度以前66,737件、令和2年度51,704件）

【出典】地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）

令和2年度以前の喫煙可能室設置施設の届出数は、令和6年度厚生科学研究費補助金 受動喫煙防止等のたばこ対策の政策評価に関する研究（研究代表者：片野田耕太）

受動喫煙対策に係る自治体における指導状況等（喫煙可能室）

- 喫煙可能室設置施設として分析対象とした施設(2,109施設)のうち、42%の施設に対し、今回の調査後に都道府県等が指導等を行った。
- 指導等の内容は、「具備しないといけない書類の不備」が最も多く、次いで「掲示の不備、不十分な掲示内容」「20歳未満の施設利用者を立ち入らせる」が多かった。

調査後の指導等の有無

	施設数	
指導等を行った	881	42%
指導等を行わなかった	1,189	56%
未記載	39	2%
計	2,109	

指導等の内容

※複数回答

指導項目	件数
具備しないといけない書類の不備	431
掲示の不備、不十分な掲示内容	395
20歳未満の施設利用者を立ち入らせる	158
20歳未満の従業員を立ち入らせる	48
紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等	29
喫煙可能室設置施設届出書関連	25
喫煙禁止場所における禁煙	21
施設類型毎の必要な要件に該当しない	12
喫煙器具、設備等の設置	10
技術的基準	5
受動喫煙対策周知リーフレットの配布	7
その他	71
未記載	7

【出典】飲食店における受動喫煙対策キャンペーン（調査）に基づき、厚生労働省が作成

受動喫煙対策に係る自治体における指導状況等（屋内喫煙可能施設）

- 既存特定飲食提供施設以外の施設(1,134施設)のうち、45%の施設(507施設)に対し、今回の調査後に都道府県等が指導等を行った。
- 指導等の内容は、「掲示の不備、不十分な掲示内容」が最も多く、次いで「喫煙禁止場所における喫煙」「施設類型毎の必要な要件に該当しない」「20歳未満の施設利用者を立ち入らせる」が多かった。

調査後の指導等の有無

	施設数	
指導等を行った	507	45%
指導等を行わなかった	617	54%
未記載	10	1%
計	1,134	

指導等の内容 ※複数回答

指摘項目	件数
掲示の不備、不十分な掲示内容	301
喫煙禁止場所における喫煙	102
施設類型毎の必要な要件に該当しない	84
20歳未満の施設利用者を立ち入らせる	80
具備しないといけない書類の不備	73
喫煙可能店の届出提出	62
20歳未満の従業員を立ち入らせる	59
喫煙器具、設備等の設置	56
紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等	36
主食の提供	21
技術的基準	8
その他	45

小括： 指導等の状況

- 喫煙可能室設置施設、喫煙目的施設の各類型に求められる掲示が適切に行われている割合は、それぞれ6割、5割程度であり、入店時に利用者が適切に判断できる状況とはいえない。
- 各類型に求められる措置のうち、特に必要な帳簿の具備が適切になされている施設は、5～6割程度にとどまっていた。
- 帳簿の具備、掲示の不備をはじめとして、受動喫煙対策キャンペーンを契機に多くの指導がなされている。

(参考)「飲食店における受動喫煙対策キャンペーン」

目的等

- 改正健康増進法の附則において、施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加えることとしており、施行の実態を把握する。
- 国民や事業者等への制度の認知の向上や取組の実施に向けた基礎資料としても活用。

実施主体・実施期間

【実施主体】 都道府県、保健所設置市、特別区

【実施期間】 令和7年5月26日（月）～6月6日（金）

※ 世界禁煙デー（5月31日）の前後1週間で実施することを都道府県等に依頼。

調査対象

- ① 喫煙可能室を設置する施設（既存特定飲食提供施設）
- ② ①以外の施設であって屋内で喫煙を可能としているもの

※ ②について、都道府県等には、喫煙目的施設を重点的に選定することを依頼。